

犬の飼い主の3つの義務

飼い犬を登録する目的は、犬の所有者を明確にすることです。生後91日以上の犬と飼い主の登録が必要です。



生後91日以上の犬は、年に1回、狂犬病予防注射を受ける必要があります。注射は、町の集団注射や動物病院で受けることができます。



飼い犬が迷子になった際の確実な返還のため、登録時に町が交付する鑑札と、狂犬病予防注射の注射済票を首輪に確実に装着しましょう。



犬の飼い主には、「飼い犬の登録」「狂犬病予防注射」「鑑札と注射済票の装着」が、法律により義務付けられています。
これらの義務がなされていれば、もし飼い犬が迷子になっても、確実に飼い主の元に返ることができます。(地区により異なりますが、飼い主不明の犬が捕獲された場合、6日間程度で処分されます)

お知らせ

犬の登録・狂犬病予防注射

犬を飼ったら「登録」「注射」「鑑札」

町 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

免除・納付猶予の申請について

【申請手続き】

平成28年度分(平成28年7月～平成29年6月分)の申請は、7月1日から桂川町役場で受付
 ※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要です
 ※過去期間については、申請をした月から2年1カ月前までさかのぼって免除申請が可能です

【申請に必要なもの】◎は必須項目

- ◎印鑑 ◎本人確認書類(運転免許証、保険証、年金手帳など)
- 申請年度の所得証明(申請する年度の1月1日以降に桂川町に転入した場合)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など(持っている場合)
- 学生証または在学証明証(学生納付特例制度の場合)

「失業した」「所得が少ない」など国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば、保険料の全額または一部が免除となる免除制度や若年者・学生納付猶予制度があります。
 保険料を未納のままの状態にしておくと、将来、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けることができない場合があります。ぜひ免除制度をご利用ください。

お知らせ

国民年金保険料免除制度
 ご存知ですか？

町 住民課 国民年金係 ☎65・33001
 直方年金事務所 ☎0949・22・09005

国民年金保険料の各種免除・猶予制度

| 制度名 | 要件 | 内容 |
|--------------|-----------------------------|------------|
| 申請免除制度 | 本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下 | 全額または一部が免除 |
| 若年者納付猶予制度(※) | 50歳未満で本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下 | 納付猶予 |
| 学生納付特例制度 | 20歳以上の学生で本人の前年所得が一定額以下 | 納付猶予 |

※7月1日から、若年者納付猶予制度対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

